

こちらは、英文記事「[Iran Sanctions Circular on the Extension of Sanctions Relief under the Joint Plan of Action](#)」（2014年7月25日付）の和訳です。

## イラン制裁：共同行動計画（Joint Plan of Action）に基づく制裁緩和の延長について

メンバー各位

本サーキュラーをお読みになるにあたり、主にイランからの石油化学製品貨物およびNDAA<sup>1</sup>免除国へのイラン産原油の輸送と保険に関するEUおよび米国の制裁措置の一時緩和について取り上げた、2014年1月17日発行のサーキュラーも併せてご参照ください。

これまでの背景として、2013年11月24日に、中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、英国、米国（P5プラス1）は、イランの核開発に関してイランと合意に達し、2014年1月20日からの6か月間、特定の輸送および保険の禁止措置を一時停止することを含めた共同行動計画（Joint Plan of Action [JPOA]）を発表していました。

6か月間の一時停止期間は2014年7月20日をもって期限が満了しました。JPOA当事国は、一定の条件を満たすことを条件に、禁止措置の一時停止期間をさらに2014年11月24日まで適用することに合意しています。米国は、外国資産管理局（Office of Foreign Assets Control [OFAC]）および国務省を通じて、FAQとガイダンスを発行しています。EUは、2014年7月21日付でEU理事会決議2014/480/CFSPを発行しましたが、実施中の規則2014/42/EUを修正していないことから、同規則がそのままの形で2014年11月24日まで延長されることとなります。JPOAに規定するイラン側の義務および約束事項が履行されなかった場合には、禁止措置の一時停止が取り消され、禁止措置が直ちに再開される可能性があることにもご留意ください。

### 一般的な注意事項

以下に制裁停止措置の延長について概略を示していますが、内容の確認に当たっては、次の2つの重要な点にご留意ください。

#### (i) 現行措置の停止期間

制裁措置停止の延長は、2014年11月24日までの一定期間であることに注意してください。延長期間を利用して輸送契約を締結しようとする場合、遅くとも2014年11月24日までに契約に基づくあらゆる取引を完全に履行しなければなりません。

#### (ii) 指定団体との取引

制裁の停止の延長は、米国またはEUが指定する個人または団体（OFAC、EU、英国大蔵省が公開する

<sup>1</sup> 米国の国防授權法（National Defence and Authorisation Act）により、イラン産石油の輸入を大幅に削減した国に対して米国当局から免除が与えられています。最新の免除国リストに掲載されている国は、インド、中国、日本、韓国、台湾、トルコとなっています。

リストにおいて特定された者<sup>2)</sup>との取引に関する現行の禁止措置を緩和するものではありません。

## JPoA の延長が保険に及ぼす実際上の影響

2014 年 11 月 24 日までの期間中の保険適用に関して、米国と EU とではその位置づけが異なります。

### 米国

米国国務省は、国際 P&I グループ (IG) との以前の取り決めに踏まえ、「JPoA 期間中および/または JPoA 延長期間中に発生した事故に起因するクレームに対する保険金の支払いは、対象の取引および活動が、現在実施中のその他の制裁措置および JPoA が定める制裁緩和の条件に準拠したものである限りにおいて、2014 年 11 月 24 日以降は支払うことができる。ただし、保険会社および再保険会社は、質問がある場合には直接米国政府に (OFAC に) 問い合わせるべきである。OFAC が特別に承認しない限り、米国人および米国が所有または管理する外国企業は、JPoA に従って定められた制裁緩和のすべての要素に関連するものを含め、イランまたは制裁対象団体への保険または再保険業務の提供に関与することを引き続き禁止される。」ことを確認しています。

したがって、IG の再保険契約に参加している米国の再保険会社は、引き続き、自身の関与をもたらすクレーム事案についてはその参加が禁止される可能性があります。

制裁を理由として責任および損失が再保険会社によって補填されない場合には、クラブの保険填補対象から当該責任および損失が除外されることになり、こうした補償不足が生じた場合、メンバーは自己の勘定においてそのリスクを負うことになることにご留意ください。<sup>3</sup>

### EU

本稿執筆時点において、EU は、米国と同一または同様の内容の譲歩を行っておらず、EU の法規制の下で運営、設立、または所在する保険会社は、かかるクレームが一時停止期間中に生じたものである可能性があったとしても、2014 年 11 月 24 日以降も当該クレームの支払いが禁止される可能性があります。

IG では、停止期間中に生じた法的責任のうち、停止期間満了後までに訴えがなされなかったり、支払いがなされなかったりするものに保険会社が対応することを許容する規定が欠落していることについて、欧州委員会に懸念を表明しています。IG は、欧州委員会に対して、EU の方針を米国と合わせるように引き続き働きかける予定です。状況に進展があれば、随時お知らせします。

しかしながら、このような基本的な事項に関して EU 加盟国から明確な表明がないため、米国が明確に表明を行っている現在においても、各クラブの立場に変更はありません。

したがって、現時点では、IG 加盟の全クラブは、再保険による補填不足や 11 月 24 日以降に支払いができないという事情から、JPoA の延長期間中に生じたクレームに対する保険填補に支障を来す可能性があることについて、引き続きメンバー各位に注意を喚起することになります。

<sup>2</sup> 米国：<http://sdnsearch.ofac.treas.gov/>

欧州連合：[http://eeas.europa.eu/cfsp/sanctions/consol-list/index\\_en.htm](http://eeas.europa.eu/cfsp/sanctions/consol-list/index_en.htm)

英国：<https://www.gov.uk/government/publications/financial-sanctions-consolidated-list-of-targets>

<sup>3</sup> 約款 (船舶) 第 77 条 3 項および約款 (可動式海洋施設) 第 30 条 5 項を参照ください。

また、JPOA 期間中であっても、イランとの取引に起因して発生する事故へのクラブの対応能力（保証状の提供も含め）は引き続き限定されることについてもご注意ください（特に銀行やその他の類似サービス提供会社がイランに関する取引に慎重になるケースにおいて）。

国際 P&I グループに加盟するすべてのクラブが同様のサーキュラーを発行しています。

敬具  
GARD AS



Rolf Thore Roppestad  
CEO（最高経営責任者）

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、クラブとの紛争が生じた場合、常に原文である英文の解釈に依拠することとなります。ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。